

我孫子市児童扶養手当受給者に対する臨時給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ひとり親世帯等に対して臨時的な給付措置として実施する児童扶養手当受給者に対する臨時給付金（以下「給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年11月30日までに市から同年6月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けた者

(2) 令和2年4月1日において本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者について市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 令和2年6月1日以後に前項に掲げる者が死亡した場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該者の監護等児童（児童扶養手当法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。）であった者を支給対象者とする。

(給付金の支給額)

第3条 給付金の支給額は、50,000円とする。

(支給の申込み等)

第4条 市長は、支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 前項の申込みを受けた支給対象者は、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の申込みの日から起算して8日以内に前項の規定による届出がないときは、速やかに給付金の支給を決定し、我孫子市児童扶養手当受給者に対する臨時給付金支給決定通知書（別記様式）により支給対象者に通知するものとする。

(支給の方式)

第5条 給付金の支給は、市が把握する児童扶養手当受給口座に振り込む方式により行う。

(不当利得の返還)

第6条 給付金の支給を受けた者が給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件を満たさないことが判明したとき又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、市長は、当該給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。